

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 27 年 11 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
一般統計調査の中止	3
届出統計調査の受理	4
2 基幹統計調査の承認	6
人口動態調査（平成27年承認）（厚生労働省）	6
3 一般統計調査の承認	9
建築物リフォーム・リニューアル調査（平成27年承認）（国土交通省）	9
4 一般統計調査の中止	11
電力の送受電に関する実績調査（平成27年通知）（経済産業省）	11
5 届出統計調査の受理	13
(1) 新規	13
食品の海外輸出に関する実態調査（平成27年届出）（福井県）	13
福岡市食育推進計画にかかる市民の食育に関する調査（平成27年届出）（福岡市）	14
千葉県産業人材育成中期計画に係る基礎調査における事業所調査（平成27年届出）（千葉県）	15
県内事業所におけるがん対策実態調査（平成27年届出）（宮城県）	16
高知県療養病床実態調査（平成27年届出）（高知県）	17
北九州市内中小企業実態調査（平成27年届出）（北九州市）	18
市内企業の新卒採用状況等に関する調査（平成27年届出）（北九州市）	19
児童養護施設等退所児童の実態調査（平成27年届出）（東京都）	20
子どもと家族の食生活等実態調査（平成27年届出）（栃木県）	21
リサイクル製品調査（平成27年届出）（福岡県）	22
外国人住民国籍別人口調査（平成27年届出）（三重県）	23
埼玉県コンテナラウンドユースに関するアンケート（平成27年届出）（埼玉県）	24
(2) 変更	25
スキー場等現況調査（平成27年届出）（長野県）	25
大阪府景気観測調査（平成27年届出）（大阪府）	26

東駿河湾都市圏パーソントリップ調査（平成 27 年届出）（静岡県）	27
岳南都市圏パーソントリップ調査（平成 27 年届出）（静岡県）	29
山梨県労働者就業実態調査（平成 27 年届出）（山梨県）	30
青少年の携帯電話利用に関する保護者アンケート調査（平成 27 年届出）（奈良県）	31
鳥取県に関するイメージ調査（平成 27 年届出）（鳥取県）	32
札幌市移輸出状況調査（平成 27 年届出）（札幌市）	33
県民生活基本調査（平成 27 年届出）（岩手県）	35
第 5 回みえ県民意識調査（平成 27 年届出）（三重県）	36
財政状況調査（平成 27 年届出）（大阪府・大阪市・堺市）	37
札幌市人口移動実態調査（平成 27 年届出）（札幌市）	39

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧統計法」という。）第 2 条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第 8 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第 24 条第 1 項又は第 25 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第 2 条第 4 項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成 21 年 4 月 1 日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
人口動態調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）により、平成28年4月から、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市に、区に代えて総合区を設け、総合区長を置くことができるようになることに伴い、平成28年4月調査から、調査対象の範囲及び報告を求める者並びに調査票様式の表記を変更	H27.11.19

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H27.11.18	建築物リフォーム・リニューアル調査	国土交通大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

一般統計調査の中止通知

通知年月日	統計調査の名称	実施者
H27.11.17	電力の送受電に関する実績調査	経済産業大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H27.11.2	食品の海外輸出に関する実態調査	福 井 県 知 事
H27.11.2	福岡市食育推進計画にかかる市民の食育に関する調査	福 岡 市 長
H27.11.5	千葉県産業人材育成中期計画に係る基礎調査における事業所調査	千 葉 県 知 事
H27.11.9	県内事業所におけるがん対策実態調査	宮 城 県 知 事
H27.11.9	高知県療養病床実態調査	高 知 県 知 事
H27.11.9	北九州市内中小企業実態調査	北 九 州 市 長
H27.11.9	市内企業の新卒採用状況等に関する調査	北 九 州 市 長
H27.11.13	児童養護施設等退所児童の実態調査	東 京 都 知 事
H27.11.20	子どもと家族の食生活等実態調査	栃 木 県 知 事
H27.11.24	リサイクル製品調査	福 岡 県 知 事
H27.11.27	外国人住民国籍別人口調査	三 重 県 知 事
H27.11.30	埼玉県コンテナラウンドユースに関するアンケート	埼 玉 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H27.11.5	スキー場等現況調査	長 野 県 知 事
H27.11.9	大阪府景気観測調査	大 阪 府 知 事
H27.11.10	東駿河湾都市圏パーソントリップ調査	静 岡 県 知 事
H27.11.10	岳南都市圏パーソントリップ調査	静 岡 県 知 事
H27.11.11	山梨県労働者就業実態調査	山 梨 県 知 事
H27.11.11	青少年の携帯電話利用に関する保護者アンケート調査	奈 良 県 知 事
H27.11.16	鳥取県に関するイメージ調査	鳥 取 県 知 事
H27.11.16	札幌市移輸出状況調査	札 幌 市 長
H27.11.25	県民生活基本調査	岩 手 県 知 事
H27.11.26	第 5 回みえ県民意識調査	三 重 県 知 事
H27.11.30	財政状況調査	大 阪 府 知 事
H27.11.30	札幌市人口移動実態調査	札 幌 市 長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 人口動態調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年11月19日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課

【目的】 本調査は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、明治4年の戸籍法の制定を受け、明治5年から始まったものであり、明治31年の戸籍法改正により、内閣統計局で処理されることになった。第二次世界大戦後の一時期は、内閣統計局の後継組織である総理庁統計局において所掌されていたが、昭和22年6月に旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査として位置付けられた後、同年9月に、所管が総理庁から厚生省（現在の厚生労働省）に移され、現在に至っている。なお、新統計法（平成19年法律第53号）の施行に伴い、平成21年4月からは、基幹統計調査に移行している。

【調査の構成】 1 - 出生票 2 - 死亡票 3 - 死産票 4 - 婚姻票 5 - 離婚票

【公表】 厚生労働省ホームページ及びe-Stat並びに報告書（月報：調査月の約2か月後に速報、約5か月後に月報（概数）。年報：翌年の6月上旬に概数、9月に確定数）

【調査票名】 1 - 出生票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）市町村（特別区並びに指定都市の区及び総合区を含む。以下同じ。） （属性）戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく出生の届出を受けた市町村 （抽出枠）市町村

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約1,900 （配布）オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）出生の発生時点 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）出生の届出を受けたとき

【調査事項】 1. 子の氏名・父母との続き柄・男女別、2. 生まれたとき、3. 生まれたところ、4. 子の住所、5. 父母の氏名・生年月日、6. 父母の国籍、7. 同居を始めたとき、8. 子が生まれたときの世帯の主な仕事、9. 子が生まれたときの父母の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）、10. 子が生まれたところ及びその種別、11. 体重及び身長、12. 単胎・多胎の別、13. 妊娠週数、14. この母の出産した子の数、15. 出生に立ち会った者

【調査票名】 2 - 死亡票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)市町村 (属性)戸籍法の規定に基づく死亡の届出を受けた市町村 (抽出枠)市町村

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約1,900 (配布)オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)死亡の発生時点 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)死亡の届出を受けたとき

【調査事項】 1.氏名、2.男女別、3.生年月日、4.死亡したとき、5.死亡したところ、6.死亡した人の住所、7.死亡した人の国籍、8.死亡した人の夫又は妻の有無、9.死亡した人の夫又は妻の年齢、10.死亡したときの世帯の主な仕事、11.死亡したときの職業・産業(国勢調査実施年の4月1日～翌年3月31日)、12.死亡したところの種別、13.死亡したところの施設名、14.死亡の原因、15.死因の種類、16.外因死の追加事項、17.生後1年未満で病死した場合の追加事項、18.その他特に付言すべきことがら、19.施設の所在地又は医師の住所及び氏名

【調査票名】 3 - 死産票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)市町村 (属性)死産の届出に関する規程(昭和21年厚生省令第42号)の規定に基づく死産の届出を受けた市町村 (抽出枠)市町村

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約1,900 (配布)オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)死産の発生時点 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)死産の届出を受けたとき

【調査事項】 1.父母の国籍、2.父母の氏名及び年齢、3.死産児の男女別及び嫡出子か否かの別、4.死産があったとき、5.死産があったときの母の住所、6.死産があったときの世帯の主な仕事、7.死産があったときの父母の職業(国勢調査実施年の4月1日～翌年3月31日)、8.この母の出産した子の数、9.妊娠週数、10.死産児の体重及び身長、11.胎児死亡の時期(妊娠満22週以後の自然死産)、12.死産があったところの種別、13.単胎・多胎の別、14.死産の自然人工別、15.自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由、16.胎児手術の有無、17.死胎解剖の有無、18.死産に立ち会った者

【調査票名】 4 - 婚姻票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)市町村 (属性)戸籍法の規定に基づく婚姻の届出を受けた市町村 (抽出枠)市町村

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約1,900 (配布)オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)婚姻の発生時点 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)婚姻の届出を受けたとき

【調査事項】 1.氏名及び生年月、2.夫の住所、3.国籍、4.婚姻後の夫婦の氏、5.同居を始めたとき、6.初婚・再婚の別、7.同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の主な仕事、8.同居を始める前の夫妻の職業(国勢調査実施年の4月1日～翌年3月31日)

【調査票名】 5 - 離婚票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)市町村 (属性)戸籍法の規定に基づく離婚の届出を受けた市町村 (抽出枠)市町村

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約1,900 (配布)オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)離婚の発生時点 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)離婚の届出を受けたとき

【調査事項】 1.氏名及び生年月、2.国籍、3.離婚の種別、4.調停、審判、和解、請求の認諾又は判決の年月、5.未成年の子の数、6.同居を始めたとき、7.別居したとき、8.別居する前の住所、9.別居する前の世帯の主な仕事、10.別居する前の夫妻の職業(国勢調査実施年の4月1日～翌年3月31日)

一般統計調査の承認

【調査名】 建築物リフォーム・リニューアル調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年11月18日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室

【目的】 本調査は、建築物リフォーム・リニューアル工事の動態（受注ベース）および工事内容を把握し、建設投資推計の精度向上及び建設施策に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住宅調査票 2 - 非住宅調査票

【公表】 印刷物及びインターネットで公表（【季報】上半期調査：調査基準期間同年度の12月末、下半期調査：調査基準期間翌年度の6月末 【年度報】翌年度6月末）

【調査票名】 1 - 住宅調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）建設許可業者のうち、建設工事施工統計調査において、住宅に係る「建築工事・建築設備工事」の前々年度施工実績のある業者（抽出枠）建設工事施工統計調査の回答者のうち住宅または非住宅に係る建築工事・建築設備工事の施工実績のある者を対象者名簿とし、業種別、住宅または非住宅に係る建築工事・建築設備工事の完成工事高別に層化を行う。このうち、住宅に係る調査3層については、全数調査とし、これら以外の層については無作為抽出する。

【調査方法】 （選定）全数・無作為抽出 （客体数）3,000/80,000（ただし、それぞれ独立に調査対象者を抽出するため、住宅調査と非住宅調査の両方を回答する者がある。）（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）1～3月、4～6月、7～9月、10～12月（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）半年（実施期日）（上半期調査）調査基準期間同年度の10月末、（下半期調査）調査基準期間翌年度の4月末

【調査事項】 1. 企業の概要（企業名称、所在地、建設業許可番号、連絡先） 2. 住宅にかかる元請受注件数、元請受注高（増築工事、一部改築工事、改装工事、維持・修理工事、建築物リフォーム・リニューアル工事計、建築工事の総合計） 3. 建築物リフォーム・リニューアル工事の受注内容（工事名、施工地、工事種類、用途変更の有無、工事後の住宅の種類、共同住宅の施工場所、住宅の利用関係、主な構造、建築年、床面積、工事目的、工事部位、うち省エネルギー対策の工事部位、発注者、着工年月、工期、受注額）

【調査票名】 2 - 非住宅調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)建設許可業者のうち、建設工事施工統計調査において、非住宅に係る「建築工事・建築設備工事」の前々年度施工実績のある業者 (抽出枠)建設工事施工統計調査の回答者のうち住宅または非住宅に係る建築工事・建築設備工事の施工実績のある者を対象者名簿とし、業種別、住宅または非住宅に係る建築工事・建築設備工事の完成工事高別に層化を行う。このうち、非住宅に係る調査5層については、全数調査とし、これら以外の層については無作為抽出する。

【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出 (客体数)2,000/50,000 (ただし、それぞれ独立に調査対象者を抽出するため、住宅調査と非住宅調査の両方を回答する者がある。) (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)1~3月、4~6月、7~9月、10~12月 (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)半年 (実施期日)(上半期調査)調査基準期間同年度の10月末、(下半期調査)調査基準期間翌年度の4月末

【調査事項】 1.企業の概要(企業名称、所在地、建設業許可番号、連絡先) 2.非住宅にかかる元請受注件数、元請受注高(増築工事、一部改築工事、改装・維持・修理工事、建築物リフォーム・リニューアル工事計、建築工事の総合計) 3.建築物リフォーム・リニューアル工事の受注内容(工事名、施工地、工事種類、工事部分の主な用途、用途変更の有無、主な構造、建築年、床面積、工事目的、工事部位、うち省エネルギー対策の工事部位、発注者、着工年月、工期、受注額)

一般統計調査の中止

【調査名】 電力の送受電に関する実績調査（平成 27 年中止通知）

【通知年月日】 平成 27 年 11 月 17 日

【実施機関】 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備室

【目的】 本調査は我が国の電気事業制度改革による小売の部分自由化の進展に伴う市場動向を把握し、評価・検証することを目的とし、その徴集したデータを新たな制度改革の基礎資料として利用することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成 20 年度から調査を開始し、平成 27 年度に調査を中止した。

【調査の構成】 1 - 電力の送受電に関する実績調査票（一般電気事業者用） 2 - 電力の送受電に関する実績調査票（特定規模電気事業者用） 3 - 電力の送受電に関する実績調査票（特定電気事業者用） 4 - 電力の送受電に関する実績調査票（卸電気事業者用）

【公表】 印刷物及びインターネット（調査実施年の 7 月末頃）

【調査票名】 1 - 電力の送受電に関する実績調査票（一般電気事業者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者（抽出枠）電気事業の許可台帳、届出台帳及び電気関係報告規則による定期報告を基に報告者を選定する。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）10 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度の 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日 （系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）4 月下旬～ 5 月末日

【調査事項】 電気事業者との送受電力量、電気事業者以外の者との送受電力量、電力の取引市場の開設・運営を目的とする事業を行う法人を通じた送受電力量

【調査票名】 2 - 電力の送受電に関する実績調査票（特定規模電気事業者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する特定規模電気事業者（既に特定規模電気事業を開始している事業者）（抽出枠）電気事業の許可台帳、届出台帳及び電気関係報告規則による定期報告を基に報告者を選定する。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）71 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度の 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日 （系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）4 月下旬～ 5 月末日

【調査事項】 電気事業者との送受電力量、電気事業者以外の者との送受電力量、電力の取引市場の開設・運営を目的とする事業を行う法人を通じた送受電力量

【調査票名】 3 - 電力の送受電に関する実績調査票（特定電気事業者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）電気事業法第2条第1項第6号に規定する特定電気事業者 （抽出枠）電気事業の許可台帳、届出台帳及び電気関係報告規則による定期報告を基に報告者を選定する。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）5 （配布）オンライン （収集）オンライン
（記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度の4月1日～翌年3月31日
（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）4月下旬～5月末日

【調査事項】 電気事業者との送受電力量、電気事業者以外の者との送受電力量、電力の取引市場の開設・運営を目的とする事業を行う法人を通じた送受電力量

【調査票名】 4 - 電力の送受電に関する実績調査票（卸電気事業者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）電気事業法第2条第1項第4号に規定する卸電気事業者 （抽出枠）電気事業の許可台帳、届出台帳及び電気関係報告規則による定期報告を基に報告者を選定する。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2 （配布）オンライン （収集）オンライン
（記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度の4月1日～翌年3月31日
（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）4月下旬～5月末日

【調査事項】 電気事業者との送受電力量、電気事業者以外の者との送受電力量、電力の取引市場の開設・運営を目的とする事業を行う法人を通じた送受電力量

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 食品の海外輸出に関する実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月2日

【実施機関】 福井県観光営業部ブランド営業課食の國福井グループ

【目的】 本調査は、福井県内の食関連企業の輸出への関心や実態を把握するための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 食品の海外輸出に関する実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 食品の海外輸出に関する実態調査 調査票

【調査対象】 (地域) 福井県内全域 (単位) 企業 (属性) 日本標準産業分類に掲げる中分類「農業(うち小分類の農業サービス業、園芸サービス業を除く)」、「漁業」、「水産養殖業」、「食料品製造業」、「飲料・たばこ・飲料製造業(うち小分類の製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業を除く)」、「飲食料品卸売業」、「協同組合(うち食品を扱っていないものを除く)」に属する企業全て (抽出枠) 事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 約540 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前3年分の実績および調査実施年の見込み (系統) 福井県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 平成27年11月下旬～同年12月下旬

【調査事項】 平成27年12月下旬(予定)

【調査名】 福岡市食育推進計画にかかる市民の食育に関する調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月2日

【実施機関】 福岡市保健福祉局健康医療部健康増進課

【目的】 第2次福岡市食育推進計画が平成27年度をもって計画期間を終了することから、新たに平成28年度から平成32年度までの次期計画を策定しなければならない。従って、本調査は次期福岡市食育推進計画の策定における基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 福岡市食育推進計画にかかる市民の食育に関する調査 調査票

【調査票名】 1 - 福岡市食育推進計画にかかる市民の食育に関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）福岡市内全域 （単位）個人 （属性）18歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,500 / 1,224,585 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年11月15日～同年12月10日 （系統）福岡市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年11月15日～同年12月10日

【調査事項】 市民の食育に関するもの

【調査名】 千葉県産業人材育成中期計画に係る基礎調査における事業所調査
(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年11月5日

【実施機関】 千葉県商工労働部産業人材課

【目的】 千葉県では、高等技術専門学校において、高卒者等に対し就業に必要な技能や知識の習得を目的とした実践的な職業訓練や企業の従業員等のスキルアップを図るための職業訓練を実施している。本調査の目的は、今後も、効率的・効果的な職業訓練を行っていくためには、企業のニーズを的確に把握することが必要なことから、実施するものである。

【調査の構成】 1 - 千葉県産業人材育成中期計画に係る基礎調査における事業所調査
調査票

【調査票名】 1 - 千葉県産業人材育成中期計画に係る基礎調査における事業所調査
調査票

【調査対象】 (地域)千葉県全域 (単位)事業所 (属性)民営事業所のうち法人に属するもの (抽出枠)総務省「平成25年次フレーム」による事業所データから、従業員300名以下で下記の日本標準産業分類の大分類に属する1000事業所を抽出する。(日本標準産業分類の大分類 「農業、林業」、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業」、「サービス業(他に分類されないもの)」)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,000/120,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年11月1日現在 (系統)千葉県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年11月下旬~同年12月中旬

【調査事項】 1.雇用の状況について、2.従業員等の教育訓練について、3.県立高等技術専門学校について

【調査名】 県内事業所におけるがん対策実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月9日

【実施機関】 宮城県保健福祉部疾病・感染症対策室

【目的】 本調査は、宮城県内事業所におけるがん対策の実態を調査し、第二期宮城県がん対策推進計画において重点的課題と位置づけている働く世代へのがん対策を推進する上での基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 県内事業所におけるがん対策実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 県内事業所におけるがん対策実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）宮城県内全域 （単位）事業所 （属性）事業所母集団データベースより抽出した事業所（従業員1人以上）（抽出枠）事業所母集団データベース（従業員規模別）

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）5,000/100,000（配布）郵送（収集）FAX（記入）自計（把握時）平成27年4月1日現在（系統）宮城県 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成27年12月1日頃～平成28年1月31日頃

【調査事項】 1.業種、2.従業員数、3.休暇制度、4.がん検診の実施状況、5.がんに罹患した従業員の有無、6.仕事と治療との両立における課題

【調査名】 高知県療養病床実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月9日

【実施機関】 高知県健康政策部医療政策課

【目的】 本調査は、医療と介護の適切な役割分担により県民個々人の生活の質に適した療養環境を確保していくため、現在療養病床に入院している方々の実態を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 高知県療養病床実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 高知県療養病床実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）高知県全域 （単位）医療施設 （属性）医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する医療機関（抽出枠）高知県が整備している医療施設名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）（病院）88、（診療所）2 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年12月11日（午前0時）現在 （系統）高知県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （原則3年） （実施期日）平成27年12月2日～平成28年1月上旬

【調査事項】 1.医療機関の属性について、2.療養病床数、入院患者数について、3.医療療養病床の回復期リハビリ病棟又は地域包括ケア病棟への転換予定の有無について、4.介護療養病床・医療療養病床の介護保険施設等への転換予定の有無について、5.入院患者の属性について、6.患者の心身の状況について、7.家庭等の状況について、8.患者に提供している医療等の内容について、9.転出準備状況について

【調査名】 北九州市内中小企業実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月9日

【実施機関】 北九州市産業経済局 産業振興部 中小企業振興課

【目的】 本調査は、市内中小企業・小規模企業の地域特性を踏まえた実態や支援ニーズを把握し、調査結果を今後の施策につなげる資料の一つとして活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 北九州市内中小企業実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 北九州市内中小企業実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内全域 （単位）事業所 （属性）中小企業基本法に基づく中小企業及び小規模企業に該当する北九州市内の民営事業所 【製造業その他業種】 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 【卸売業】 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 【小売業】 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 【サービス業】 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人（抽出枠）事業所母集団データベース（平成26年次フレーム）

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）5,000/43,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成28年1月1日時点（系統）北九州市 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）平成27年11月中旬～同年12月上旬

【調査事項】 1. 事業所の概要（業種、業況、従業員規模等） 2. 経営状況（業績動向、要因等） 3. 取引状況（官公需実績、商圈等） 4. 雇用状況、人材育成、キャリア教育、 5. 事業承継、 6. 今後の事業展開（海外展開、国内他地域での展開、新サービス/技術の導入、） 7. 中小企業支援策の利用状況、 8. 支援ニーズ

【調査名】 市内企業の新卒採用状況等に関する調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月9日

【実施機関】 北九州市産業経済局総務政策部雇用政策課

【目的】 本調査は、北九州市内企業の新卒採用状況やインターンシップ受入状況や今後の意向等を把握し、調査結果を今後の雇用施策につなげる資料の一つとして活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 市内企業の新卒採用状況等に関する調査 調査票

【調査票名】 1 - 市内企業の新卒採用状況等に関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内全域 （単位）事業所 （属性）北九州市内に本社がある民営事業所のうち従業員数20人以上のもの （抽出枠）事業所母集団データベース（平成26年次フレーム）

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,000 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）平成27年12月1日 （系統）北九州市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年12月上旬～平成28年1月上旬

【調査事項】 1.業種、2.採用についての考え方、採用対象、3.新規学卒者の採用状況、4.新規学卒者の採用方法、5.会社説明会の実施状況、6.採用選考について、7.新卒者にもとめる分野、8.インターンシップ実施状況について、9.その他、市の事業について

【調査名】 児童養護施設等退所児童の実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月13日

【実施機関】 東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課

【目的】 本調査は、児童養護施設等を退所した児童のうち、就労自活や大学等に進学した者について、退所前後や現在において、どのような生活上・就労上の課題や困難な事由を抱えているか等退所後の支援課題を把握し、現在の自立支援策の有効性及び今後の支援策の検討に役立てることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 児童養護施設等退所児童の実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 児童養護施設等退所児童の実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）日本国内全域 （単位）個人 （属性）平成17年度から平成22年度の間、東京都内における児童養護施設等（児童養護施設、自立援助ホーム、養育家庭、児童自立支援施設及びファミリーホーム）の退所児童で、中学・高校の卒業を機に就労自活した児童や高校等を中途退学し就労した児童と専門学校や大学等への進学を機に施設を退所した児童。（抽出枠）児童養護施設等が各施設等で保管する退所児童に係るリスト

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,025 / 3,993 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年10月16日現在 （系統）東京都 - 民間事業者 - 児童養護施設等 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年11月中旬～平成28年1月初旬

【調査事項】 1 .現在の生活状況、2 .施設に入所された前後、3 .施設での生活状況、4 .施設を退所された前後、5 .退所後の進路、6 .その他

【調査名】 子どもと家族の食生活等実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月20日

【実施機関】 栃木県保健福祉部健康増進課

【目的】 本調査は、保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園に通う子どもと家族の食生活を中心とした生活習慣の実態を明らかにし、食生活等の変化を把握するとともに、健康増進計画等の評価における基礎資料を作成することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 子どもと家族の食生活等実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 子どもと家族の食生活等実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）個人、世帯 （属性）保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在籍する3歳以上の子どもとその家族（抽出枠）
栃木県市町別保育所一覧、栃木県私立幼稚園名簿、国公立幼稚園概要、幼保連携型認定こども園一覧表

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）9,300/50,000（配布）郵送・その他（対象施設経由）（収集）郵送・その他（対象施設経由）（記入）自計（把握時）平成27年12月1日現在（系統）（配布）栃木県 - 民間事業者 - 対象施設 - 報告者、（回収）報告者 - 対象施設 - 栃木県

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成27年12月8日～同月14日

【調査事項】（子どもに関すること）1.肥満度、2.運動状況、3.起床、就寝時間、4.排便状況、5.夕食の時間、6.食事の状況（主食・主菜・副菜を揃えた食事）、7.よく食べるおやつと就寝前の摂取状況、8.子どもの食習慣に関する保護者の考え、9.子どもの食事で保護者が気をつけていること、10.食物アレルギーの対応、11.外食・中食の状況、12.歯みがき（仕上げみがき）の状況、13.日中の保育状況、（子どもと両親に関すること）1.食事摂取状況、2.家族との食事（共食）、3.家庭の喫煙状況 等

【調査名】 リサイクル製品調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月24日

【実施機関】 福岡県環境部循環型社会推進課

【目的】 福岡県において、リサイクル産業の育成および再生資源の利用促進を図るため、福岡県産リサイクル製品認定制度を創設する。本調査は、制度の今後の基準策定にあたり、福岡県内の製造事業者に対し、リサイクル製品製造の有無や制度基準設定の為の意見などを伺い、効率的な制度設計を行うことを目的として実施するものである。

【調査の構成】 1 - リサイクル製品調査票

【調査票名】 1 - リサイクル製品調査票

【調査対象】 （地域）福岡県内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類における大分類E「製造業」の一部及び大分類R「サービス業」（他に分類されないもの）の中分類88「廃棄物処理業」の事業所（抽出枠）保有する他の行政情報等からリサイクル製品を製造する事業所

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）約4000/約7000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）福岡県 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成27年11月下旬～同年12月下旬

【調査事項】 1．リサイクルについて、2．リサイクル製品の製造販売状況について、3．廃棄物（有価物含む）からリサイクル資材（循環資源）の分離・回収事業について、4．県産リサイクル製品認定制度について

【調査名】 外国人住民国籍別人口調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月27日

【実施機関】 三重県環境生活部多文化共生課

【目的】 本調査は、三重県内の外国人住民数の状況を把握し、国際化推進施策及び多文化共生推進施策を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 外国人住民国籍別人口調査票

【調査票名】 1 - 外国人住民国籍別人口調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）地方公共団体 （属性）三重県内全市町

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）29市町 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン・その他（FAX） （記入）自計 （把握時）平成27年12月31日現在 （系統）三重県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）（配布）：平成27年12月中旬頃、（期限）：平成28年1月中旬～同月下旬

【調査事項】 国籍別外国人住民数

【調査名】 埼玉県コンテナラウンドユースに関するアンケート（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月30日

【実施機関】 埼玉県都市整備部都市計画課

【目的】 本調査は、埼玉県内で輸出入コンテナの取扱がある事業所における、輸出入コンテナの状況やコンテナラウンドユースに取り組む意向があるかどうかを調査分析し、コンテナラウンドユース推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 埼玉県コンテナラウンドユースに関するアンケート 調査票

【調査票名】 1 - 埼玉県コンテナラウンドユースに関するアンケート 調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）事業所 （属性）埼玉県内で輸出入を行っている製造業・卸売業・小売業の事業所 （抽出枠）民間事業者の保有する名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,000 / 1,460,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年10月現在 （系統）埼玉県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年12月1日～同月18日

【調査事項】 1 .国際海上コンテナ貨物の搬出入の有無、2 .国内貨物の搬出入の有無、3 .輸出入コンテナの状況、4 .コンテナラウンドユースへの関心、5 .埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会への関心、6 .自由意見

届出統計調査の受理

(2) 変更

【調査名】 スキー場等現況調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月5日

【実施機関】 長野県観光部山岳高原観光課

【目的】 本調査は、長野県内のスキー・スケート場の現況を把握し、観光対策検討のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - スキー場等現況調査 調査票

【調査票名】 1 - スキー場等現況調査 調査票

【調査対象】 (地域)長野県全域 (単位)スキー場、スケート場 (属性)スキー場、スケート場 (抽出枠)市町村が把握しているスキー場及びスケート場

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)90 (配布)郵送 (収集)郵送・FAX (記入)自計 (把握時)11月1日現在 (系統)長野県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年11月上旬～12月中旬

【調査事項】 1. 新規開設(予定)のスキー場概要、2. スキー場の現況(営業状況、索道種類別基数及び延長距離、スキー場のその他付帯施設関係)、3. スケート場の現況(営業状況、スケートリンクの状況、ナイター滑走可否等)、4. スキー場における誘客対策

【調査名】 大阪府景気観測調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月9日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目的】 本調査は、四半期ごとの大阪府内民営事業所の景気動向を広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料にすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪府景気観測調査票

【調査票名】 1 - 大阪府景気観測調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売、小売業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」及び中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」「広告業」「技術サービス業（他に分類されないもの）」「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業（別掲を除く）」「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」に属し、単独および本所・本社・本店の民営事業所（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）6,500/287,388（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施四半期の実績見込み（一部、次の四半期の予定）（系統）大阪府 - 報告者

【周期・期日】（周期）四半期（平成27年2月調査以降）（実施期日）提出期限は、5月、8月、11月、2月のそれぞれ翌月中旬

【調査事項】 1. 每期共通するもの（1）事業所概要（業種、業態、従業員規模）（2）今期の業況判断（前期比、前年同期比）（3）来期の業況判断（見込み）（4）出荷・売上高、（5）製・商品、サービス、請負等の単価、（6）原材料、部品等の価格、（7）営業利益水準、営業利益判断、（8）雇用状況、（9）来期の雇用予定人員、（10）資金繰り、（11）設備投資、2. 各期で個別に調査する項目（1）4 - 6月期 ア. 営業利益について（平成26年度実績）イ. 賃金の引上げについて、（2）7 - 9月期（受注の増減と地域の関係について）（3）10 - 12月期 ア. 設備投資の主な目的、イ. 環太平洋パートナーシップ協定発効による影響について、（4）1 - 3月期（平成27年度の採用実績（平成26年度と比較）と平成28年度の採用予定（平成27年度と比較）

【調査名】 東駿河湾都市圏パーソントリップ調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月10日

【実施機関】 静岡県交通基盤部都市局都市計画課

【目的】 本調査は、東駿河湾都市圏（沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町）の都市交通の実態を総合的に把握するため、都市圏の人の動きについて個人属性、起終点、交通目的、交通手段、移動時間等を調査し、総合的な将来都市交通の計画を策定する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 東駿河湾都市圏パーソントリップ調査 世帯票 2 - 東駿河湾都市圏パーソントリップ調査 個人票

【調査票名】 1 - 東駿河湾都市圏パーソントリップ調査 世帯票

【調査対象】 （地域）沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町各市町域（単位）世帯（属性）年齢5歳以上の世帯員がいる世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）64,602 / 283,340（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成27年12月上旬の平日1日及び休日1日（予備：平成28年1月下旬～同年2月上旬の平日1日及び休日1日）（系統）静岡県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）概ね10年（実施期日）平成27年12月上旬（予備：平成28年1月下旬～同年2月上旬）

【調査事項】 1. 現住所、2. 世帯構成員の性、年齢、職業、勤務先、免許の有無、自由に使える自動車の有無、3. 自動車等の保有台数

【調査票名】 2 - 東駿河湾都市圏パーソントリップ調査 個人票

【調査対象】（地域）沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町各市町域（単位）世帯員（属性）年齢5歳以上の世帯員（抽出枠）世帯票を配布する世帯における5歳以上の世帯員

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）146,818 / 643,940（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成27年12月上旬の平日1日及び休日1日（予備：平成28年1月下旬～同年2月上旬の平日1日及び休日1日）（系統）静岡県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）概ね10年（実施期日）平成27年12月上旬（予備：平成28年1月下旬～同年2月上旬）

【調査事項】 1. 一日の移動先（初めにいた場所、一日の移動先、移動施設名称）、2. 一日の移動の実態（移動目的、発着時間、移動手段）、3. 自動車利用の実

態(自動車利用の場合の駐車場所、運転の有無、同乗者、有料道路利用状況)

【調査名】 岳南都市圏パーソントリップ調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月10日

【実施機関】 静岡県交通基盤部都市局都市計画課

【目的】 本調査は、岳南都市圏（富士市、富士宮市）の都市交通の実態を総合的に把握するため、都市圏の人の動きについて個人属性、起終点、交通目的、交通手段、移動時間等を調査し、総合的な将来都市交通の計画を策定する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 岳南都市圏パーソントリップ調査 世帯票 2 - 岳南都市圏パーソントリップ調査 個人票

【調査票名】 1 - 岳南都市圏パーソントリップ調査 世帯票

【調査対象】 （地域）富士市、富士宮市各市域 （単位）世帯 （属性）年齢5歳以上の世帯員がいる世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）49,719 / 149,756 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成27年12月上旬の平日1日 （予備：平成28年1月下旬～同年2月上旬の平日1日） （系統）静岡県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）概ね10年 （実施期日）平成27年12月上旬 （予備：平成28年1月下旬～同年2月上旬）

【調査事項】 1. 現住所、2. 世帯構成員の性、年齢、職業、勤務先、免許の有無、自由に使える自動車の有無、3. 自動車等の保有台数

【調査票名】 2 - 岳南都市圏パーソントリップ調査 個人票

【調査対象】 （地域）富士市、富士宮市各市域 （単位）世帯員 （属性）年齢5歳以上の世帯員 （抽出枠）世帯票を配布する世帯における5歳以上の世帯員

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）124,720 / 375,663 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成27年12月上旬の平日1日 （予備：平成28年1月下旬～同年2月上旬の平日1日） （系統）静岡県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）概ね10年 （実施期日）平成27年12月上旬 （予備：平成28年1月下旬～同年2月上旬）

【調査事項】 1. 一日の移動先（初めにいた場所、一日の移動先、移動施設名称）、2. 一日の移動の実態（移動目的、発着時間、移動手段）、3. 自動車利用の実態（自動車利用の場合の駐車場所、運転の有無、同乗者、有料道路利用状況

【調査名】 山梨県労働者就業実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月11日

【実施機関】 山梨県産業労働部労政雇用課

【目的】 本調査は、山梨県内事業所における労働者の雇用の実態や、雇用に対する事業主の意識等を把握し、今後の働きやすい職場環境づくりをさらに推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 山梨県労働者就業実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 山梨県労働者就業実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）山梨県全域 （単位）事業所 （属性）「建設業」、「製造業」、「運輸・通信業」、「卸売・小売業、飲食店」、「金融・保険業、不動産業」、「サービス業」で5人以上の常用労働者を雇用する事業所（抽出枠）統計調査課が保有する経済センサス事業所管理リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000 / 372,202 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成28年1月1日 （系統）山梨県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成27年12月21日から平成28年1月25日まで

【調査事項】 1 . 事業所の概要に関する事項、2 . 従業員の就業状況に関する事項、3 . 仕事と家庭の両立を支援する制度に関する事項、4 . 男女の均等待遇に関する事項、5 . 次世代育成支援対策推進法に関する事項、6 . ポジティブ・アクションに関する事項

【調査名】 青少年の携帯電話利用に関する保護者アンケート調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月11日

【実施機関】 奈良県くらし創造部青少年・生涯学習課

【目的】 本調査は、平成25年10月施行の改正「奈良県青少年の健全育成に関する条例」施行に伴い、奈良県内青少年の携帯電話利用実態を把握し、奈良県が推進するフィルタリング普及対策の資料として利用・公表することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 青少年の携帯電話利用に関する保護者アンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - 青少年の携帯電話利用に関する保護者アンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）保護者 （属性）奈良県内公立小・中・高校に在学する生徒の保護者 （抽出枠）奈良県内の公立小・中・高校を有意抽出し、各学校の協力を得て無作為に抽出した保護者

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）900 / 135,000 （配布）その他（生徒に持ち帰らせた上で保護者が記入し、生徒に学校まで持参させる）（収集）その他（生徒に持ち帰らせた上で保護者が記入し、生徒に学校まで持参させる）（記入）自計 （把握時）平成28年1月15日～同年2月10日 （系統）奈良県 - 奈良県内公立小・中・高校 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）毎年1月15日～2月10日

【調査事項】 1．青少年の携帯電話普及率、2．フィルタリング利用率

【調査名】 鳥取県に関するイメージ調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月16日

【実施機関】 鳥取県元気づくり総本部広報課

【目的】 本調査は、鳥取県外における鳥取県のイメージ等を把握し、県外への情報発信のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 鳥取県に関するイメージ調査 調査票

【調査票名】 1 - 鳥取県に関するイメージ調査 調査票

【調査対象】 （地域）首都圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）、関西圏（大阪府・兵庫県・京都府）、中京圏（愛知県）、中国・四国圏（広島県・岡山県・愛媛県・香川県・徳島県）、九州圏（福岡県）に居住する者（単位）個人（属性）実査を委託する民間事業者のインターネットモニターに登録している10代から60代以上の男女（抽出枠）実査を委託する民間事業者のインターネットモニターに登録している者で、10代から60代以上の年代別・性別ごとに均等に、首都圏1都3県については各600人ずつ、首都圏を除く2府8県については各300人ずつ、合計5400人を回答順に選定する。

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）5,400/1,500,000（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）毎年12月中旬～同月下旬のうち、報告者が調査票に入力した日（系統）鳥取県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年12月中旬～同月下旬

【調査事項】 1．鳥取県来訪の有無、2．家族・親戚・友人で鳥取県在住者の有無及び鳥取県出身者との出会いの有無、3．鳥取県の話題に関する事項、4．鳥取県が主な産地である食材の食経験の有無、5．鳥取県の観光地等の来訪の有無、6．鳥取県に関する情報の取得源

【調査名】 札幌市移輸出状況調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月16日

【実施機関】 札幌市市長政策室政策企画部企画課

【目的】 本調査は、札幌市産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 調査票A（製造業に属する事業所用） 2 - 調査票B（製造業以外に属する事業所用）

【調査票名】 1 - 調査票A（製造業に属する事業所用）

【調査対象】（地域）札幌市全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる以下ア～ケの産業分類に属する民営事業所（ただし、「製造業」は従業者数が4人以上の事業所に限る。）ア．「製造業」、イ．「情報通信業」のうち「情報サービス業」、「インターネット付随サービス業」、「映像・音声・文字情報制作業」、ウ．「運輸業、郵便業」のうち「倉庫業」、エ．「卸売業、小売業」のうち「各種商品卸売業」、「繊維・衣服等卸売業」、「飲食料品卸売業」、「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」、「機械器具卸売業」、「その他の卸売業」（以下「卸売業」という。）、オ．「不動産業、物品賃貸業」のうち「物品賃貸業」、カ．「学術研究、専門・技術サービス業」のうち「専門サービス業（他に分類されないもの）」、「広告業」、「技術サービス業（他に分類されないもの）」、キ．「宿泊業、飲食サービス業」のうち「宿泊業」、ク．「医療、福祉」のうち「保健衛生」、ケ．「サービス業（他に分類されないもの）」のうち「自動車整備業」、「機械等修理業（別掲を除く）」、「職業紹介・労働者派遣業」、「その他の事業サービス業」（抽出枠）平成26年工業統計調査の結果から作成した事業所リスト

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）500/1,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の前年の1年間（1～12月）（系統）札幌市 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成28年2月1日～同月29日

【調査事項】 1．自工場生産額（うち自工場消費額、うち輸出向け出荷額、うち国内向け出荷額）、2．消費地別構成比（札幌市内、札幌市以外の道内、道外他都府県）

【調査票名】 2 - 調査票B（製造業以外に属する事業所用）

【調査対象】（地域）札幌市全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる以下ア～ケの産業分類に属する民営事業所（ただし、「製造業」は従業者数が4人以上の事業所に限る。）ア．「製造業」、イ．「情報通信業」のう

ち「情報サービス業」、「インターネット付随サービス業」、「映像・音声・文字情報制作業」、ウ。「運輸業、郵便業」のうち「倉庫業」、エ。「卸売業、小売業」のうち「各種商品卸売業」、「繊維・衣服等卸売業」、「飲食料品卸売業」、「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」、「機械器具卸売業」、「その他の卸売業」(以下「卸売業」という。)、オ。「不動産業、物品賃貸業」のうち「物品賃貸業」、カ。「学術研究、専門・技術サービス業」のうち「専門サービス業(他に分類されないもの)」、「広告業」、「技術サービス業(他に分類されないもの)」、キ。「宿泊業、飲食サービス業」のうち「宿泊業」、ク。「医療、福祉」のうち「保健衛生」、ケ。「サービス業(他に分類されないもの)」のうち「自動車整備業」、「機械等修理業(別掲を除く)」、「職業紹介・労働者派遣業」、「その他の事業サービス業」(抽出枠)(卸売業に属する事業所):平成26年商業統計調査の結果から作成した事業所リスト、(卸売業以外に属する事業所):事業所母集団データベース(平成26年次フレーム(速報))から作成した事業所リスト

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)1,000/13,600 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年の1年間(1~12月) (系統)札幌市-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成28年2月1日~同月29日

【調査事項】 1.年間売上額(うち輸出向け売上額、うち国内向け売上額)、2.販売先地域別構成比(札幌市内、札幌市以外の道内、道外他都府県)

【調査名】 県民生活基本調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月25日

【実施機関】 岩手県 政策地域部 調査統計課

【目的】 本調査は、岩手県民の生活や行動に関し、その実態や質的变化を把握し、調査結果を今後の政策評価や政策評価を踏まえた施策の企画・立案等に活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 県民生活基本調査 調査票

【調査票名】 1 - 県民生活基本調査 調査票

【調査対象】 （地域）岩手県全域 （単位）個人 （属性）岩手県内に居住する20歳以上の男女個人 （抽出枠）選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000 / 1,055,794 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成28年1月現在 （系統）岩手県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成28年1月初旬～同年2月上旬

【調査事項】 1．日帰り観光への参加状況、2．県内産工芸品の利用状況、3．地域の商店街の利用状況、4．県内産農林水産物の利用状況、5．健康に留意した生活の状況、6．医療機関の役割分担認知度の状況、7．地域一体となった子育ての状況、8．隣近所との付き合いの状況、9．災害への対応状況、10．防犯への対応状況、11．交通安全への対応状況、12．食品表示の確認状況、13．市民活動への参加状況、14．家事労働の状況、15．生涯学習への取組状況、16．伝統芸能への参加状況、17．地球温暖化防止への対応状況、18．ごみの減量化への対応状況、19．生物多様性の保全状況、20．公共交通機関の利用状況、21．インターネットの利用状況

【調査名】 第5回みえ県民意識調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月26日

【実施機関】 三重県戦略企画部企画課

【目的】 本調査は、平成24年度からのおおむね10年先を見据えた戦略計画「みえ県民力ビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一の三重』」を基本理念として掲げ、新しい三重づくりに取り組んでおり、県政運営の参考とするため、三重県民の幸福実感等を把握することを目的とする。なお、三重県では政策分野ごとに15の「幸福実感指標」を設定し、その推移を把握することで、「みえ県民力ビジョン」行動計画全体の進行管理に努めることとしており、当該調査では「幸福実感指標」に基づく質問（地域や社会の状況についての実感）を盛り込み、毎年調査することとしている。

【調査の構成】 1 - 第5回みえ県民意識調査 調査票

【調査票名】 1 - 第5回みえ県民意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）個人 （属性）三重県内にお住まいの20歳以上の男女 （抽出枠）各市町の選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000 / 1,488,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）回答時点（調査期間：平成27年11月26日～同年12月24日）（系統）三重県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）平成27年11月26日～同年12月24日

【調査事項】 1．幸福感（幸福感を判断する際に重視した事項） 2．家族（婚姻の状況、子どもの数・年齢・在学の状況、要介護の有無） 3．基本属性（性別、年齢、世帯構成、職業、世帯収入、居住地域）

【調査名】 財政状況調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月30日

【実施機関】 大阪府総務部統計課、大阪府都市計画局企画振興部統計調査担当、堺市長公室企画部調査統計担当

【目的】 本調査は、大阪府民経済計算、大阪市民経済計算、堺市民経済計算、大阪府産業連関表及び大阪府産業連関表を推計するために用いることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 財政状況調査票 A（一般会計・非企業特別会計用） 2 - 財政状況調査票 B（企業特別会計、独立行政法人など） 3 - 財政状況調査票 C（特別会計、独立行政法人など）

【調査票名】 1 - 財政状況調査票 A（一般会計・非企業特別会計用）

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）内閣府の国民経済計算において一般政府又は公的企業に分類される事業所（抽出枠）大阪府総務部統計課が所有する「財政状況調査対象者名簿」のうち、中央政府及び社会保障基金に格付けされる機関のうち企業会計を採用していない事業所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）60 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度 （系統）大阪府 - 大阪市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）平成27年9月下旬～翌年2月下旬

【調査事項】 1．組織、2．歳入、3．歳出、4．会計名及び勘定名

【調査票名】 2 - 財政状況調査票 B（企業特別会計、独立行政法人など）

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）内閣府の国民経済計算において一般政府又は公的企業に分類される事業所（抽出枠）大阪府総務部統計課が所有する「財政状況調査対象者名簿」のうち、公的企業に格付けされる機関の事業所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）40 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度 （系統）大阪府 - 大阪市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）平成27年9月下旬～翌年2月下旬

【調査事項】 1．組織、2．減価償却費・営業収益・経常利益、3．勘定名又は経理名、4．財務諸表のWebサイト公開状況、5．有形固定資産、6．たな卸資産、7．消費税関連項目、8．財務諸表の写し

【調査票名】 3 - 財政状況調査票 C（特別会計、独立行政法人など）

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）内閣府の国民経済計算において一般政府又は公的企業に分類される事業所（抽出枠）大阪府総務部統計課が所有する「財政状況調査対象者名簿」のうち、中央政府及び社会保

障基金に格付けされる機関のうち企業会計を採用している事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)50 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)
自計 (把握時)調査実施年の前年度 (系統)大阪府 - 大阪市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成27年9月下旬～翌年2月下旬

【調査事項】 1.組織、2.勘定名又は経理名、3.財務諸表のWebサイト公開状況、
4.経常利益、5.経常費用、6.有形固定資産、7.たな卸資産、8.消費税関連項目、9.財務諸表の写し

【調査名】 札幌市人口移動実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年11月30日

【実施機関】 札幌市市長政策室政策企画部企画課

【目的】 本調査は、札幌市内への転入者、市外への転出者及び市内における転居者を対象に、その移動の理由、移動前後の住居の状態、就業状態など、国勢調査では把握できないような項目を調査することによって、市内外における人口移動の実態を明らかにし、その調査結果を今後の人口減少対策及び住宅、土地利用、交通等の各種行政施策や学術研究機関における研究等に役立てることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 転入・転居者用調査票 2 - 転出者用調査票

【調査票名】 1 - 転入・転居者用調査票

【調査対象】 （地域）札幌市全域 （単位）世帯 （属性）調査実施年度の毎月第3週目の2日間（原則月曜日及び火曜日）に、札幌市外から市内への転入又は市内における転居を届け出た、世帯員に日本人を含む世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）17,500 / 190,000（2 - 転出者用 調査票の客体数を含む。）（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）移動の前後（系統）札幌市 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成28年4月～平成29年3月

【調査事項】 1. 移動主因者について（1）新住所、旧住所、移動年月、（2）移動前後の世帯員数、（3）移動前後の世帯類型、（4）移動前後の住宅の所有関係、（5）移動前後の住宅の建て方、（6）旧住所の居住年数、（7）主たる居住地、（8）移動前後の通勤時間、（9）移動理由、2. 移動世帯員全員について（1）性別、（2）年齢、（3）配偶者の有無、（4）移動主因者との続柄、（5）移動前後の就業（就学）状態、（6）就業者の移動前後の従業上の地位・雇用形態、（7）就業者の移動前後の産業分類

【調査票名】 2 - 転出者用調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）調査実施年度の毎月第3週目の2日間（原則月曜日及び火曜日）に送付を受けた転入通知に記載されている札幌市内から市外へ転出した、世帯員に日本人を含む世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）17,500 / 190,000（1 - 転入・転居者用 調査票の客体数を含む。）（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）移動の前後（系統）札幌市 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成28年4月～平成29年3月

【調査事項】 1. 移動主因者について(1)新住所、旧住所、移動年月、(2)移動後の世帯員数、(3)移動前後の世帯類型、(4)移動前後の住宅の所有関係、(5)移動前後の住宅の建て方、(6)旧住所の居住年数、(7)主たる居住地、(8)移動前後の通勤時間、(9)移動理由、2. 移動世帯員全員について(1)性別、(2)年齢、(3)配偶者の有無、(4)移動主因者との続柄、(5)移動前後の就業(就学)状態、(6)就業者の移動前後の従業上の地位・雇用形態、(7)就業者の移動前後の産業分類